

# 新型コロナウイルス ワクチン接種のお知らせ

問い合わせ/  
市新型コロナウイルスワクチン接種  
実施本部(市健康づくり課) ☎23 - 2700

市では、ワクチン接種のためのクーポン券(接種券)を、年齢区分等の優先順位に応じ、次のとおり送付しています。接種を希望する方は、クーポン券(接種券)に同封されているお知らせをご覧ください。7月分で接種を希望される65歳以上の方の予約枠は、確保しています。

## ●クーポン券の発送のスケジュール

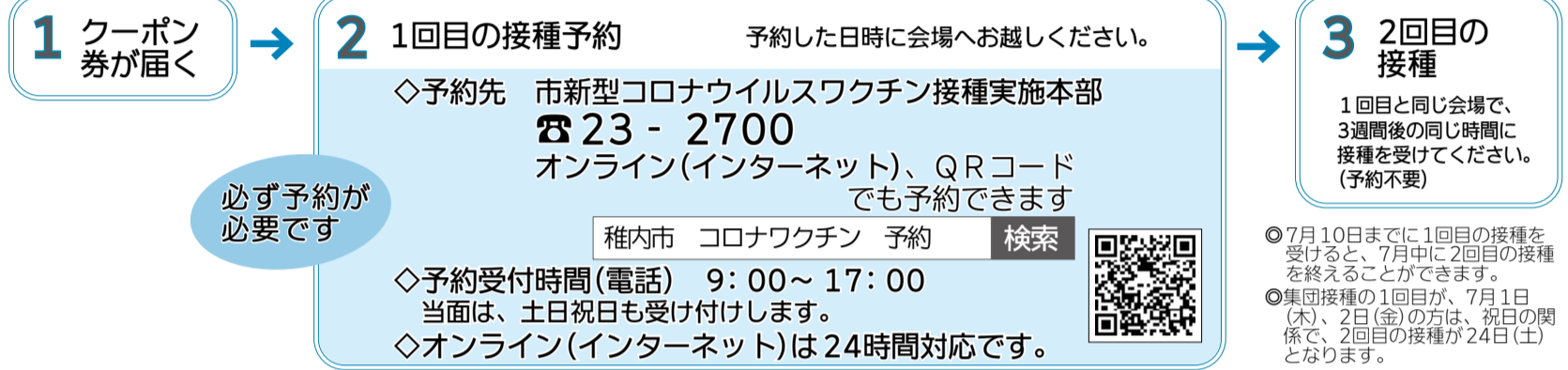
年齢区分	クーポン券 発送日
65歳以上の方	送付済みです
①60歳～64歳(昭和32年4月2日～昭和37年4月1日生まれ)の方 ②60歳未満(昭和37年4月2日以降生まれ)で、基礎疾患をお持ちの方 ③高齢者・障がい者サービス事業所の従事者	6月21日(月) 予定
上記以外(昭和37年4月2日以降生まれ)の方	7月上旬以降

## ●予約枠の状況

区分	接種月	
	6月分	7月分
個別接種 (市内6医療機関)※1	定員に 達しました	6月12日(土) 受け付け開始
集団接種 (保健福祉センター)	定員に 達しました	6月12日(土) 受け付け開始

※1 普段、受診していない医療機関でも接種できます。

## 接種の流れ



## ●7月の接種スケジュール(1回目の接種)

区分	実施医療機関	ワクチン接種日程	受付時間		
			曜日	午前	午後
個別	稚内禎心会病院	7月15日(木)、21日(水)、29日(木)のみ		—	13:30～16:30
	道北勤医協宗谷医院	7月5日(月)、7日(水)、12日(月)、16日(金)、21日(水)、30日(金)のみ		—	15:00～16:00
	クリニック森の風	毎週 月曜日～金曜日 ※7月1日(木)、2日(金)、19日(月)、26日(月)を除く。		9:30～11:30	13:00～17:30
	南稚内クリニック	毎週 水曜日を除く、月曜日～日曜日 ※7月1日(木)、2日(金)、19日(月)を除く。	月・火・木・金	10:00～11:00	14:00～17:00
			土・日	—	13:00～16:00 17:30～18:30
	わっかない耳鼻咽喉科	毎週 月曜日～金曜日 ※7月1日(木)、2日(金)、19日(月)を除く。	月	—	14:00～17:00
			火・水・木	9:00～12:00	14:00～17:00
市立こまどり病院	毎週 月曜日～金曜日 ※7月1日(木)、2日(金)、19日(月)を除く。	金	9:00～12:00	—	
		月・金	11:00～12:00	—	
火・水・木	10:00～11:00	—			
集団	保健福祉センター	7月1日(木)～16日(金)	月～金	—	13:30～17:30

◎各医療機関では予約の受け付けはできません。ワクチン接種実施本部(☎23 - 2700)への電話か、オンラインでの予約となります。  
◎医療機関によっては、日程や受け付け時間の変更となる場合がありますので、予約時にご確認ください。

## 基礎疾患等をお持ちの方へ(優先接種のための申し出について)

基礎疾患をお持ちの方には、クーポン券を優先して発送します。優先発送を希望する方は、次のとおり申し込みしてください。

### 必要書類

新型コロナワクチン接種券送付申請書

◎申請書は、市ホームページからダウンロードすることができます。ダウンロードできない場合は、電話で問い合わせください。

### 提出方法

郵送、FAX、メール、窓口

### 提出締め切り

6月17日(木)【必着】

### 申し込み・問い合わせ

市新型コロナウイルスワクチン接種実施本部  
〒097 - 0022 稚内市中央4丁目16番2号  
FAX 0162 - 29 - 2257  
Eメール vaccine@city.wakkanai.lg.jp

申請書を提出しなくても、ワクチン接種は受けることができます。

### 対象

次のいずれかに当てはまる方

①以下の病気や状態で、通院または入院している方

- ・慢性の呼吸器の病気 ・慢性の心臓病(高血圧を含む)
- ・慢性の腎臓病 ・慢性の肝臓病(肝硬変等)
- ・インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病、または他の病気を併発している糖尿病
- ・血液の病気(鉄欠乏性貧血を除く)
- ・免疫の機能が低下する病気(治療中の悪性腫瘍を含む)
- ・ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
- ・免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
- ・神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態(呼吸障害等)
- ・染色体異常
- ・重症心身障がい(重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態)
- ・睡眠時無呼吸症候群
- ・重い精神疾患(精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、または自立支援医療(精神通院医療)で「重度かつ継続」に該当する場合)や知的障がい(療育手帳を所持している場合)

②BMI30以上の肥満の方

BMI = 体重(kg) ÷ 身長(m) ÷ 身長(m)